

WTO対象額を引下げ

政府機関
関連工事

6億9千万円に

省、邦貨
務算額変更

財務省と総務省は、公共工事の発注でWTO（世界貿易機関）政府調達協定を適用する基準の邦貨換算額を変更する。

Ⅱ2面に表

WTO対象となる建設工事の額は、政府関係機関の発注の場合、現行の7億9000万円から6億9000万円に、地方自治体発注の場合、

26億3000万円から23億円に引き下げる。円高の影響で、基準額の単位であるSDR（政府調達協定基準額単位Ⅱ（特別引出権）の邦貨換算額が下がったと見られる。現時点では、基準額自体の変更はない。新邦貨換算額の適用期間は、2010年4月1日から12年3月31日。

WTO対象となる基準額

は、WTO政府調達委員会では、交渉された結果、決定される。今回、財務省と総務省が変更するのは基準額ではなく、基準額の単位であるSDRを円に換算した場合の額だけを変更するもの。ただ、国内の調達案件がWTO対象となるかどうかは邦貨換算額で判断されるため、4月1日以降はWTO対象となる調達案件の額が引き下がる。

建設工事や設計・コンサルタント業務など、政府関係機関と地方自治体のすべての品

目の邦貨換算額が下がっており、例えば政府関係機関の6億9000万円は、国交省の発注標準と比べると一般土木のBランクが参加する水準（3億円以上7億2000万円未満）にまで下がる。

WTO政府調達協定の現行の適用基準額は、08年4月1日から適用している。今回の基準額改正については、現在、委員会では交渉が続いている状況で、10年4月1日時点で建設工事が450万SDRなどとなっている基準額の変更はない。